

運転免許証等を 5 年以内に失効していて、運転経歴証明書等の交付申請をする方

■ 申請ができる方

現住所が広島県内にあり、運転免許証等を 5 年以内に失効している方

■ 申請場所

○広島県運転免許センター（広島市佐伯区）1 階 10 番窓口

○広島県東部運転免許センター（福山市瀬戸町）1 階 3 番窓口

※警察署での手続はできません。

■ 受付日時

○各運転免許センター

・月曜日～金曜日 8 時 30 分～12 時 00 分/13 時 00 分～16 時 00 分

※土日・休日および 12 月 29 日～1 月 3 日の間を除きます。

■ 手数料 ※現金のみ（A T Mはありません）

保有状況	手数料
運転経歴証明書のみ	1,150 円
マイナ経歴証明書のみ	900 円
運転経歴証明書とマイナ経歴証明書の 2 枚持ち	1,250 円

「マイナ経歴証明書」…マイナンバーカードに運転経歴情報を記録したもの

■ 必要なもの

・失効している運転免許証又はマイナ免許証（お持ちの方のみ）

・申請者の住所、氏名、生年月日が確認できるもの（住民票の写し（コピー不可、交付日から 6 か月以内のもの）、マイナンバーカード等）

※ 外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書、外国人の特定事項（国籍や在留資格等）が記載された住民票の写し（コピー不可、交付日から 6 か月以内のもの）のいずれかが必要です。

・手数料

・マイナンバーカード（一体化を希望する方）

・マイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号（6 桁～16 桁の英数字）

代理人による手続

心身の状態により申請者本人が窓口に来ることが困難な場合に、ご家族等の代理人による申請を行うことができます。

代理人による申請の場合は、上記必要書類に加えて、下記の書類が必要です。

① 運転免許取消申請等代理手続申込書

書類は各運転免許センター、各警察署窓口にあります。

また、このホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/653094.pdf>

② 申請用写真 1 枚 ※用意が難しい方は事前にお問合せください。

(縦 3cm×横 2.4cm、申請前 6 か月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身で無背景のもの)

③ 申請者と代理人の関係を確認できる書類

○代理人が親族の場合

・代理人自身の住所と氏名を確認できる身分証明書（運転免許証等）

○代理人が成年後見人の場合

・代理人自身の住所と氏名を確認できる身分証明書（運転免許証等）

・後見に関する登記事項証明書

■ 留意事項

- ・交通違反や病気を理由として免許取消となった方は、運転経歴証明書の交付を受けることができません。
- ・免許証を紛失している方は、住所、氏名、生年月日が確認できるもの（住民票の写し（コピー不可）、マイナンバーカード、外国籍の方は在留カード等）もお持ちください。
- ・住所変更がある場合は、現住所が分かるもの（住民票の写し（コピー不可）、マイナンバーカード、外国籍の方は在留カード等）もお持ちください。
- ・代理人による申請の場合、マイナ経歴証明書を申請することはできません。

※ 過去の交通違反、交通事故および運転免許に係る行政処分の記録について証明する「**運転記録証明書**」、過去に失効した免許・取り消された免許又は現在受けている免許の種類・取得年月日等について証明する「**運転免許経歴証明書**」は自動車安全運転センターが発行する証明書です。

これらの証明書は自主返納窓口では発行しておらず、申請窓口が異なりますので、ご注意ください。

申請窓口：自動車安全運転センター広島県事務所（広島県運転免許センター3 階）

Tel:082-941-5111

■ お問合せ先

広島県警察本部交通部運転免許課 免許第三係

Tel:082-228-0110（代表） 内線:703-226～228

月～金（休日を除く）8:30～17:00 までの間 ※12 月 29 日～1 月 3 日の間を除きます。